

## 5. 認可申請提出書類一覧

### 早見表(認可申請書と添付書類)

※事前にご相談ください。  
 ※特記記載がない限り承継先に係る書類を作成・取得ください。

○提出部数 正本1部

提出書類		申請区分	譲渡	合併	分割	相続	備考	閲覧対象
○…提出必要 △…該当する場合提出 □…該当するいずれか提出必要 ▲…既に提出している場合には省略可								
様式第22号の5	譲渡及び譲受け認可申請書(第1面、第2面)		○					○
様式第22号の7	合併認可申請書(第1面、第2面)			○			被承継者である建設業許可業者が複数ある場合は、全員分について「第2面」を作成	○
様式第22号の8	分割認可申請書(第1面、第2面)				○			○
様式第22号の10	相続認可申請書(第1面、第2面)					○		○
	申請者と被相続人との続柄を証する書類					○	戸籍謄本等	
様式第22号の6	誓約書(健康保険等に関する届出について)		△	△	△		認可申請時に様式第7号の3及び社会保険関係の届書を提出したことを証する書面を提出しない場合に提出	○
様式第22号の11	誓約書(健康保険等に関する届出について)					△		○
別紙一	役員等一覧表(注1)		○	○	○	○		○
別紙二(承継)	営業所一覧表		○	○	○	○		○
別紙一(相続)			○	○	○	○		○
別紙三(承継)	専任技術者一覧表		○	○	○	○		○
別紙二(相続)			○	○	○	○		○
様式第2号	工事経歴書		○	○	○	○	・承継先に係るものを提出	○
様式第3号	直前3年の各事業年度における工事施工金額		○	○	○	○	※合併新設法人、新設分割法人を除く	○
様式第4号	使用人数		○	○	○	○	承継後(相続は認可後)の予定人数を記載	○
様式第6号	誓約書		○	○	○	○		○
—	登記されていないことの証明書	役員等(注2)及び令3条使用人全員のものが必要	○	○	○	○		
—	身分証明書		○	○	○	○	発行後3か月以内のものに限る	
様式第7号	常勤役員等(経營業務の管理責任者等)の証明書		□	□	□	□	規則第7条第1号イ該当の場合に提出	
様式第7号の2	常勤役員等及び当該常勤役員等を直接に補佐する者の証明書(第一面～第四面)		□	□	□	□	規則第7条第1号ロ該当の場合に提出	
様式第7号別紙 様式第7号の2別紙一	常勤役員等の略歴書		□	□	□	□	様式第7号又は様式第7号の2(第一面)で証明された者全員分が必要	
様式第7号の2別紙二	常勤役員等を直接に補佐する者の略歴書		□	□	□	□	様式第7号の2(第二面から第四面)で証明された者全員分が必要	
様式第7号の3	健康保険等の加入状況		△	△	△	△	・申請時に提出可能な場合に提出 ・申請時に提出不可の場合は、承継日(相続は認可日から)から2週間以内に提出	○
—	社会保険関係の届書を提出したことを証する書面		△	△	△	△		
様式第8号	専任技術者証明書		○	○	○	○	承継元の専任技術者と承継先の専任技術者は、原則として、同一人物であること ※相続を除く	
—	合格証、実務経験証明書、監理技術者資格者証等		▲(注5)					
様式第11号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の一覧表		○	○	○	○	該当なしの場合「該当なし」と記載	○
様式第12号	許可申請者(法人の役員等・本人・法定代理人・法定代理人の役員等)の住所、生年月日等に関する調書		○	○	○	○	・全員分を提出 ・様式第7号別紙又は様式第7号の2別紙に記載のある者については不要	
様式第13号	建設業法施行令第3条に規定する使用人の住所、生年月日等に関する調書		△	△	△	△	・様式第11号に記載した者について作成 ・様式第12号を作成した者については不要(提出省略)	
—	定款		○	○	○	—	法人である場合に提出	○
様式第14号	株主(出資者)調書		○	○	○	—	法人である場合に提出	
財務諸表(法人)	様式第15号	貸借対照表	○	○	○	○	・合併新設法人及び新設分割法人等、認可申請時に提出が困難な場合は、事業承継後速やかに提出のこと(許可基準を満たしていることの確認を行う)。この場合、認可の際に条件を付する。 [許可事務ガイドライン]	○
	様式第16号	損益計算書						
	様式第17号	株主資本金等変動計算書						
	様式第17号の2	注記表						
	様式第17号の3	附属明細表(注3)						
(個人)	様式第18号	貸借対照表	○	○	○	○	・法人の場合、提出 ・個人の場合、個人事業の支配人登記がされている場合に提出	○
	様式第19号	損益計算書						
—	商業登記簿謄本 (※)		○	○	○	△	(※)合併により新設された法人及び新設分割により設立された法人については、承継日から30日以内に提出	
—	法定代理人の登記事項証明書		△	△	△	△	申請者が未成年者であり、その法定代理人が法人の場合に提出(規則第4条第1項第11号)	
様式第20号	営業の沿革 (※)		○	○	○	○		○
様式第20号の2	所属建設業者団体 (※)		○	○	○	○	該当なしの場合「該当なし」と記載	○
—	納税証明書(事業税) ※直前1年の各年度		○	○	○	○	合併新設法人、新設分割法人を除く	
様式第20号の3	主要取引金融機関名		○	○	○	○		○
—	譲渡及び譲受けに関する契約書(写し)		○	—	—	—	・株主総会の承認が不要な場合を除き、株主総会の承認を受けたものを提出	

譲渡 合併 分割 相続

提出書類等	譲渡及び譲受けに関する法人の意思の決定を証する書類(写し) ・株主総会の決議録 ※ ・社員総会の決議録 ・無限責任社員の同意書 ・総社員の同意書 ※ 簡易事業譲渡(会社法第467条第1項第2号かつこ書)に該当し、株主総会の承認が不要である場合は、事業の譲渡及び譲受けに関する法人の意思の決定を証する書類(取締役会議事録等)の写しを提出	○	-	-	-	・被承継人(被承継人が複数である場合は、全ての被承継人)及び承継人それぞれについて提出 ・個人については提出不要
	合併に関する法人の意思の決定を証する書類(写し) ・株主総会の決議録 ※ ・社員総会の決議録 ・無限責任社員の同意書 ・総社員の同意書 ※ 簡易吸収合併(会社法第784条第2項、第796条第2項)に該当し、株主総会の承認が不要である場合は、合併に関する法人の意思の決定を証する書類(取締役会議事録等)の写しを提出		○			被承継人(被承継人が複数である場合は、全ての被承継人)及び承継人それぞれについて提出 (合併の場合) 以下の全ての法人に係るものが必要 ・合併消滅法人 ・合併により消滅する法人であって建設業許可を受けていない法人 ・合併存続法人
	合併契約書の写し及び合併比率説明書		○			株主総会の承認を受けたもの(会社法で株主総会の承認が不要とされる場合を除く)
	合併の方法及び条件が記載された書面		○			吸収合併・新設合併の別及び合併の条件(合併契約書のとおりである場合はその旨)を記載
	分割に関する法人の意思の決定を証する書類(写し) ・株主総会の決議録 ※ ・社員総会の決議録 ・無限責任社員の同意書 ・総社員の同意書 ※簡易吸収分割(会社法第796条第2項)又は簡易新設分割(同法第805条)に該当し、株主総会の承認が不要である場合は、分割に関する法人の意思の決定を証する書類(取締役会議事録等)の写しを提出			○		被承継人(被承継人が複数である場合は、全ての被承継人)及び承継人それぞれについて提出 (分割の場合) 以下の全ての法人に係るものが必要 ・分割承継法人 ・分割によりその事業に関して有する権利義務の全部又は一部を承継させる法人
	分割契約書(新設分割の場合においては、分割計画書)の写し及び分割比率説明書			○		株主総会の承認を受けたもの(会社法で株主総会の承認が不要とされる場合を除く)
	分割の方法及び条件が記載された書類			○		吸収分割・新設分割の別及び分割の条件(分割契約書又は分割計画書のとおりである場合はその旨)を記載
	申請者以外の相続人同意書	-	-	-	○	申請者以外に相続人がある場合には、申請者以外のすべての相続人が当該建設業を申請者が継続して営業することに同意する旨を記載した書面に申請者以外のすべての相続人が住所及び氏名を記載した同意書
	相関図等	-	-	-	△	相続人が複数いる場合のみ
	委任状	△	△	△	△	行政書士による代理申請の場合必要 ※被承継人、後継人全員必要(連名可)
確認資料	営業所の写真(本店及び支店等)	△	△	△	△	変更がある場合、提出
	500万円以上の残高証明書(注4)	△	△	△	△	主要取引金融機関の「現在残高証明日」が申請日前1か月以内のもの
	経營業務の管理責任者等の経験の確認資料	○	○	○	○	変更がない場合、前回許可申請時の経営証明書(様式第7号)の写しでも可
	75歳以上常勤していることの申立書(経管、専技、令3条使用人)	△	△	△	△	
	常勤役員等、常勤役員等を直接に補佐する者の常勤性の確認資料	○	○	○	○	認可申請時点において、提出が困難な場合には、事業承継後すみやかに提出すること。(概ね2週間以内)
	専任技術者の「実務経験」の確認資料	△	△	△	△	

〈注1〉 個人の場合は添付不要。「役員等」とは、従来からの役員に加え、相談役及び顧問(非常勤を含む)、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主等(個人である者に限る)を含む。

〈注2〉 顧問、相談役、総株主の議決権の100分の5以上を有する株主については、提出不要。

〈注3〉 附属明細表については特例有限会社を除く株式会社のうち、以下のいずれかに該当する者が提出します。ただし、金融商品取引法(昭和23年法律第25号)第24条に規定する有価証券報告書の提出会社にあつては、有価証券報告書の写しの提出をもって附属明細表の提出に代えることができます。  
① 資本金の額が1億円超であるもの ② 最終事業年度に係る貸借対照表の負債の部に計上した額の合計額が200億円以上であるもの

〈注4〉 一般建設業許可で、直近の財務諸表の自己資本の額が500万円に満たない場合に必要。また、一般建設業許可であれば、被承継人が認可申請直前の過去5年間、許可を受けて継続して営業した実績を有する場合、承継人は、承継の日に被承継人の建設業者としての地位を承継することから、承継人は被承継人の過去5年間の営業実績も引き継ぐこととなるため、財産的要件の基準に適合するものとして取り扱うので、残高証明書は不要。

〈注5〉 既に承継元又は承継先で専任技術者となっており、承継後の担当業種や資格区分に変更がない場合は省略可

※ 承継人が建設業者(許可業者)である場合における認可申請者が提出を省略できる書類については、譲渡及び譲り渡し又は合併若しくは分割のときは法施行規則第13条の2第7項、相続のときは法施行規則第13条の3第5項を参照のこと。なお、本県への申請においては、審査を円滑に行う観点から、当分の間、原則として省略せず提出してください。

※ 上記資料の中には、法施行規則第13条の2第6項及び第13条の3第4項の規定により、本県独自の提出資料も含まれます。このほか必要と認める場合は、追加して個別に提出を求めることがあります。

■長崎県の許可業者が大臣認可を受ける場合に提出する必要があります ※正本1部

様式第22号の9(承継)	届出書(譲渡等に係る認可申請した旨の届出)	大臣への認可申請後速やかに	郵送可(宛先)〒850-8570 長崎市尾上町3-1 長崎県土木部監理課 建設業指導班 宛
様式第22号の12(相続)	届出書(相続に係る認可申請した旨の届出)		

# 6. 認可申請書類の記載例

## ア 譲渡及び譲受け

様式第二十二号の五（第十三条の二関係）

(用紙A4)  
00101

### 譲渡及び譲受け認可申請書 (第1面)

この申請書により、建設業の譲渡及び譲受けの認可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実上（登記上）のものと異なる場合は二重書きとする。

行政書士による代理申請の場合に記名が必要

提出日を記入  
(通常受付日と一致)  
令和〇年〇月〇日

不要な文字は消す  
太枠内の行政庁側記入欄は記入しないこと(他の申請書も同様)  
地方整備局長  
北海道開発局長  
長崎県 知事 殿

譲渡人の住所、商号又は名称、役職名、氏名を記入（押印はしないこと）  
譲受人の住所、商号又は名称、役職名、氏名を記入（押印はしないこと）  
事実上の所在地が異なる場合は二重書きとする。  
例) (登記上): 〇〇-〇〇 (事実上): ××-××

申請代理人 (住所、氏名を記入)  
長崎市尾上町3-1  
株式会社長崎建設  
代表取締役 長崎太郎  
島原市城内1-1205  
島原建設株式会社  
代表取締役 島原五郎

行政庁側記入欄

大臣コード 国土交通大臣 知事 許可(一般- ) 第 0123456789 号 許可年月日 令和 01 年 02 月 03 日

認 可 申 請 年 月 日 令和 02 年 03 月 04 日

譲渡及び譲受けの年 月 日 令和 03 年 04 月 05 日  
項番03: 事業譲渡契約書にて定められた承継日(予定日)を記載する。

譲渡及び譲受けの理由 項番04: 事業譲渡に至った具体的な理由や経営判断等について簡潔に記載する。

譲渡及び譲受けの価格 △, △△△円  
項番05: 事業譲渡契約書にて定められた、承継の価格を記載する。 ※0円でも可。

引き続き使用する許可番号 大臣コード 国土交通大臣 知事 許可(一般- ) 第 0123456789 号  
項番06: 承継者が建設業者の場合、引き続き使用する許可番号を選択可能。無許可業者の場合は被承継人の許可番号を記入する。

<譲受人に関する事項>  
譲渡及び譲受け後に営業しようとする建設業 項番07: この申請により認可を受け譲渡及び譲受けが行われた後に営業する建設業について記入する。(譲受人が、譲受け後に営業しようとする業種を全て書く)  
1. 一般 2. 特定

現在受けている建設業 項番08: 承継人が許可業者の場合は、現在受けている許可を記入する。(承継人が無許可業者の場合はこの行は何も記入しない。)

商号又は名称のフリガナ シ マ バ ラ ケ ン セ ツ  
濁音・半濁音は1文字で記入。「・」等は記入しない。

商号又は名称 島 原 建 設 ( 株 )  
法人の種類は「略号」を記入する。  
株式会社(株)  
特例有限会社(有)  
合名会社(名)  
合資会社(資)  
合同会社(合)  
協同組合(同)  
協業組合(業)  
企業組合(企)

代表者又は個人の氏名のフリガナ シ マ バ ラ ゴ ロ ウ  
姓と名の間を1カラム空ける。

代表者又は個人の氏名 島 原 五 郎 支配人の氏名

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地市区町村コード 長崎県 島原市  
個人の場合で支配人登記している場合に記入

譲渡及び譲受け後の主たる営業所の所在地 城 内 1 - 1 2 0 5  
「番地」等は記入しないこと。「丁目」「番」「号」は「- (ハイフン)」を使用すること。

郵便番号 15855-8501 電話番号 0957-63-0111 左詰め。

法人のみ記入。個人は空欄。株式会社は資本金、その他は出資総額。  
資本金額又は出資総額 千円単位。右詰め。 法人のみ記入。個人は空欄。

兼業の有無 (1. 有) 兼業の有無が「1」の場合、兼業の種類を記入。

項番18: 承継人が許可業者の場合は、現在受けている許可のうち最も古い許可について記入する。承継人が無許可業者の場合は記入しない。

大臣コード 国土交通大臣 知事 許可(一般- ) 第 0123456789 号 令和 01 年 02 月 03 日

(第2面)

一般建設業は「1」  
特定建設業は「2」を記入

<譲渡人に関する事項>

譲渡建設業 1 9 2 2 1

商号又は名称のフリガナ 2 0 ナ ガ サ キ ケ ン セ ツ

商号又は名称 2 1 (株) 長 崎 建 設

代表者又は個人の氏名のフリガナ 2 2 ナ ガ サ キ タ ロ ウ

代表者又は個人の氏名 2 3 長 崎 太 郎 支配人の氏名

主たる営業所の所在地市区町村 2 4 4 2 2 0 1 都道府県名 長崎県 市区町村名 長崎市

主たる営業所の所在地 2 5 尾 上 町 3 一 1

郵便番号 2 6 8 5 0 - 8 5 7 0 電話番号 0 9 5 - 8 9 4 - 3 0 1 5

ファックス番号 0 9 5 - 8 9 4 - 3 4 6

資本金額又は出資総額 2 7 1 (1. 法人) 4 5 2 0 0 0 0 (千円) 法人番号 1 2 3 4 5 6 7 8 9 1 2 3 4

兼業の有無 2 8 2 (1. 有) 建設業以外に行っている営業の種類

大臣コード 2 9 4 2 国土交通大臣 長崎県 知事 許可(特) 0 2 第 0 0 1 2 3 4 号 令和 0 2 年 0 4 月 0 1 日

項番19: 譲渡人(被承継人)が有する許可業種を全て記入する。(被承継人の許可業種のうち、承継しない業種がある場合には、認可申請前に一部廃業が必要。)

以下、第1面と同じ要領で記入

項番29: 被承継人が現在受けている許可のうち最も古い許可について記入する。  
譲渡及び譲受けにおいて、被承継人は必ず建設業許可業者である。

役員等、営業所及び営業所に置く専任の技術者については別紙による。

連絡先 申請書作成者等、県の間合せ等に対応可能な職員を記入。

所属等 総務部 氏名 島原 花子 電話番号 0 9 5 7 - 6 3 - 0 1 1 1

ファックス番号 0 9 5 7 - 6 3 - 2 7 9 6





# ウ 分割

様式第二十二号の八（第十三条の二関係）

(用紙A4)

0 0 1 2 1

## 分割認可申請書 (第1面)

この申請書により、分割の認可を申請します。

事実上の所在地と登記上の所在地が異なる場合は、申請書のみ二段書き  
(例) (登記上)〇〇〇……  
(事実上)〇〇〇……

なお、その他の書類には事実上の所在地のみ記載。

地方整備局長  
北海道開発局長  
長崎県 知事 殿

事実と相違ありません。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

申請者 長崎市尾上町3-1  
株式会社長崎建設 代表取締役 長崎 太郎

五島市福江町7-1  
株式会社五島建設 代表取締役 五島 五郎

申請者欄には許可の承継と被承継に関わる全員の住所、代表者の記入が必要となる。そのため、3社以上が関係する分割認可申請の場合は以下のとおり記載する。  
【吸収分割の場合】分割承継法人を最上段に記載する

行政庁側記入欄

大臣 知事 コード

許可番号 項番 3 国土交通大臣 許可 ( 般 特 ) 第 5 10 号 令和 11 年 13 月 15 日

認可申請年月日 0 2 令和 3 年 5 月 7 日

分割年月日 0 3 令和 3 年 4 月 7 日

項番03:分割契約書(新設分割の場合は分割計画書)で定められた分割予定日を記入する。

分割の理由 0 4

項番04:企業分割に至った具体的な理由や経営判断等について簡潔に記載する。

分割の価格 0 5 ×, ×××円

項番06:建設業許可業者同士の吸収分割である場合は、引き続き使用する許可番号を選択可能。新設の分割会社や吸収する側の事業者が無許可である場合は、引き続き使用する被承継者の許可番号を記入する。

大臣 知事 コード

引き続き使用する許可番号 0 6 3 国土交通大臣 許可 ( 般 特 ) 第 5 10 号 長崎県 知事

### <分割承継法人に関する事項>

分割後に営業しようとする建設業 0 7 土 建 大 左 と 石 屋 電 管 タ 鋼 筋 舗 し ゅ 板 ガ 塗 防 内 機 絶 通 園 井 具 水 消 清 解 ( 1. 一般 ) ( 2. 特定 )

項番07:分割承継法人が、分割後に営業しようとする業種を全て書く。

認可申請時において許可を受けている建設業 0 8 ( 1. 一般 ) ( 2. 特定 )

項番08:分割承継法人が建設業者である場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について記入する。(無許可業者の場合はこの行は記入しない。)

商号又は名称のフリガナ 0 9

商号又は名称 1 0

※記載例:略  
(譲渡の記載例に準じて記入してください。)

代表者の氏名のフリガナ 1 1

代表者の氏名 1 2

分割後の主たる営業所の所在地市区町村コード 1 3 都道府県名 市区町村名

分割後の主たる営業所の所在地 1 4

郵便番号 1 5 電話番号

ファックス番号

資本金額等 1 6 資本金額又は出資総額 法人番号 (千円)





# 工 相 続

様式第二十二号の土（第十三条の三関係）

(用紙A4)

00131

## 相 続 認 可 申 請 書 (第1面)

この申請書により、建設業の相続の認可を申請します。  
この申請書及び添付書類の記載事項は、事実に相違ありません。

主たる営業所の所在地を記入する。

令和 ○ 年 ○ 月 ○ 日

地方整備局長  
北海道開発局長  
長崎県 知事 殿

申請者 相続人 長崎市尾上町3-1  
長崎建築 代表 長崎 太郎

相続人本人

行政庁側記入欄	大臣 コード 知事	項番	3	国土交通大臣 許可 (一般)	5	10	許可年月日	11	13	15								
許 可 番 号	0	1		第			令 和				年			月			日	
認 可 申 請 年 月 日	0	2		令 和														日

被 相 続 人 の 死 亡 日 0 3 令和 0 4 年 0 3 月 2 5 日

項番03;被相続人の死亡日を記入する。

項番04;相続人が建設業者の場合、引き続き使用する許可番号を選択可能。無許可業者の場合は被相続人の許可番号を記入する。

引 続 き 使 用 す る 許 可 番 号 0 4 4 2 国土交通大臣 許可 (一般) 0 1 第 0 2 3 4 5 6 号

### <相続人に関する事項>

相続後に相続人が営業しようとする建設業 0 5 1 1 1 1 項番05;相続認可を受け建設業者としての地位を承継した後に営業する建設業について記入する。 (1.一般) (2.特定)

認 可 申 請 時 に お い て 相 続 人 が 許 可 を 受 け て い る 建 設 業 0 6 3 5 項番06;相続人が許可業者の場合に、認可申請時において許可を受けている建設業について記入する。 (1.一般) (2.特定)

商 号 又 は 名 称 の フ リ ガ ナ 0 7 ナ ガ サ キ ケ ン チ ク

商 号 又 は 名 称 0 8 長 崎 建 築 譲渡の記載例に準じて記入。

氏 名 の フ リ ガ ナ 0 9 ナ ガ サ キ タ ロ ウ

氏 名 1 0 長 崎 太 郎 支配人の氏名

被 相 続 人 と の 続 柄 1 1 二男 項番11;相続人と被相続人の続柄を記載する。

相 続 後 の 主 たる 営 業 所 の 所 在 地 市 区 町 村 コー ド 1 2 4 2 2 0 1 都 道 府 県 名 長 崎 県 市 区 町 村 名 長 崎 市

相 続 後 の 主 たる 営 業 所 の 所 在 地 1 3 尾 上 町 3 - 1

郵 便 番 号 1 4 8 5 0 - 8 5 7 0 電 話 番 号 0 9 5 - 8 9 4 - 3 0 1 5

ファックス番号 095-894-3460

兼 業 の 有 無 1 5 2 (1.有) (2.無) 建設業以外に行っている営業の種類

許 可 番 号 1 6 3 国土交通大臣 許可 (一般) 第 5 10 号 令 和 11 13 15 年 月 日

項番16;相続人が現在許可を受けている建設業について記入する。無許可業者の場合は記入しない。

